

事業名	<b>【新規】自治基本条例の制定</b>	作成日 <del>（更新日）</del> ： 平成27年5月8日																																																
事業目的	市政への市民参画や協働のまちづくりを一層推進していくため、平成26年度から「自治基本条例」の制定に向けた作業を進め、平成29年4月の施行を目指す。																																																	
概要（内容・期間・主体など）	<p>1. 自治基本条例とは？ 市民・議会・行政がお互いの情報を共有し、それぞれの役割と責任を明確にしなが、魅力ある市政やまちづくりを進めるための基本的な理念、ルールなどを定める条例のこと。</p> <p>2. 制定年月日 平成29年1月1日公布 平成29年4月1日施行（予定）</p> <p>3. 制定体制 自治基本条例は、市民をまちづくりの主役ととらえ、市民の権利や責務、市政の基本原則、市民参加や協働のための仕組みを定めるものである。このため、スタート段階から市民が先導役となってより身近な条例をつくり上げていくことが必要であるため、島田市自治基本条例を考える市民会議を設置し、庁内組織と連携を図り条例を制定する。</p> <p>○島田市自治基本条例を考える市民会議 島田市自治基本条例を考える市民会議（以下「市民会議」）は、自治や協働について学習し、島田市で自治基本条例の制定が必要かを検討し、必要であると結論付けた場合は項目や内容を検討する。会議は各種団体から推薦された委員（9人）、公募市民（6人）の15人によって構成する。</p> <p>自治基本条例を考える市民会議委員一覧</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>氏名</th> <th>推薦団体</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>団体推薦</td> <td>朝比奈 美紀</td> <td>男女共同参画推進委員</td> </tr> <tr> <td>公募市民</td> <td>荒浪 督</td> <td></td> </tr> <tr> <td>団体推薦</td> <td>渡邊 好江</td> <td>商工会議所</td> </tr> <tr> <td>公募市民</td> <td>大池 真人</td> <td></td> </tr> <tr> <td>公募市民</td> <td>大池 真由美</td> <td></td> </tr> <tr> <td>公募市民</td> <td>大柿 未央子</td> <td></td> </tr> <tr> <td>公募市民</td> <td>小玉 守之輔</td> <td></td> </tr> <tr> <td>団体推薦</td> <td>坂田 正</td> <td>自治会長連合会</td> </tr> <tr> <td>団体推薦</td> <td>坂部 泰男</td> <td>社会教育委員</td> </tr> <tr> <td>団体推薦</td> <td>杉山 八郎</td> <td>自治会長連合会</td> </tr> <tr> <td>団体推薦</td> <td>長島 房次</td> <td>自治会長連合会</td> </tr> <tr> <td>団体推薦</td> <td>又平 大輔</td> <td>社会福祉協議会</td> </tr> <tr> <td>公募市民</td> <td>松村 享</td> <td></td> </tr> <tr> <td>団体推薦</td> <td>森 ひでみ</td> <td>国際交流協会</td> </tr> <tr> <td>団体推薦</td> <td>諸田 泰宏</td> <td>NPO まちづくり川根の会</td> </tr> </tbody> </table> <p>○制定委員会（庁内組織） 制定委員会は、条例案の内容検討や最終案の決定を行う。メンバーは市長、副市長、教育長、部長、議会事務局長、消防長、病院事務部長とし、事務局は地域づくり課が務める。</p>		区分	氏名	推薦団体	団体推薦	朝比奈 美紀	男女共同参画推進委員	公募市民	荒浪 督		団体推薦	渡邊 好江	商工会議所	公募市民	大池 真人		公募市民	大池 真由美		公募市民	大柿 未央子		公募市民	小玉 守之輔		団体推薦	坂田 正	自治会長連合会	団体推薦	坂部 泰男	社会教育委員	団体推薦	杉山 八郎	自治会長連合会	団体推薦	長島 房次	自治会長連合会	団体推薦	又平 大輔	社会福祉協議会	公募市民	松村 享		団体推薦	森 ひでみ	国際交流協会	団体推薦	諸田 泰宏	NPO まちづくり川根の会
区分	氏名	推薦団体																																																
団体推薦	朝比奈 美紀	男女共同参画推進委員																																																
公募市民	荒浪 督																																																	
団体推薦	渡邊 好江	商工会議所																																																
公募市民	大池 真人																																																	
公募市民	大池 真由美																																																	
公募市民	大柿 未央子																																																	
公募市民	小玉 守之輔																																																	
団体推薦	坂田 正	自治会長連合会																																																
団体推薦	坂部 泰男	社会教育委員																																																
団体推薦	杉山 八郎	自治会長連合会																																																
団体推薦	長島 房次	自治会長連合会																																																
団体推薦	又平 大輔	社会福祉協議会																																																
公募市民	松村 享																																																	
団体推薦	森 ひでみ	国際交流協会																																																
団体推薦	諸田 泰宏	NPO まちづくり川根の会																																																

## ○制定作業部会（庁内組織）

制定作業部会は、市民会議がとりまとめた案を基に市民会議と意見交換を行いながら条例案を作成する。メンバーは関係課長や担当者とし、事務局は地域づくり課が務める。

地域づくり課は市民・議会・職員に向けた継続的な広報を行い、条例についての理解・周知を図る。

## 4. 検討スケジュール

時期	内 容
平成 26 年度	<ul style="list-style-type: none"> <li>・市民会議を設置し、住民自治や協働のまちづくりについて学習</li> <li>・市民、議員、職員に向け、継続的に周知を図り、条例への理解を深めていく（平成 28 年度まで）</li> <li>・市民会議、条例の必要性の確認</li> </ul>
平成 27 年度	<ul style="list-style-type: none"> <li>・市民会議は内容・項目を検討</li> <li>・制定作業部会を設置</li> <li>・制定作業部会は市民会議と意見交換を行いながら条例案を作成</li> </ul>
平成 28 年度	<ul style="list-style-type: none"> <li>・制定委員会を設置</li> <li>・制定委員会は条例案の内容検討、最終案の決定</li> <li>・パブリックコメントを実施、条例案を 11 月議会へ上程</li> <li>・平成 29 年 1 月 1 日公布 平成 29 年 4 月 1 日施行</li> </ul>

## 5. 総合監修

自治基本条例制定にあたり総合監修者として学識経験者を置き、検討の際のアドバイスやフォーラムでの講演、コーディネートなど、総合調整の役割を担っていただく。総合監修は静岡大学の日詰一幸教授に務めていただく。

## 6. ファシリテーター

市民会議での検討では、まず条文化ではなく、「市民自治」や「協働によるまちづくり」を考えていくこととなる。そのため、より柔軟な会議運営や市民目線により近い視点、「協働」を意識した発想を持ち、十分な実績と経験を有したファシリテーターを置いている。

## 7. 戦略的広報について

自治基本条例については、条文もさることながら、制定のプロセスが非常に重要となってくる。制定段階から市民と十分に意見交換を行い、情報共有を図ることが必要であり、広報しまだ・ホームページ・FM島田等を活用し制定段階からPRに努める。

## 8. 全国・近隣市の状況

全国では既に308の自治体が制定済み（平成26年3月末現在）

静岡市（平成17年4月）、牧之原市（平成23年10月）、川根本町（平成24年7月）、掛川市（平成25年4月）が制定済み、焼津市は平成26年10月に施行予定

## 9. 予算（平成27年度当初）

2,802 千円

課題・その他	<ul style="list-style-type: none"><li>・3月14日（土）に行った第4回自治基本条例を考える市民会議において「条例の必要性」は一旦確認したが、委員の意見より今後も随時必要性を確認していくこととなった。</li><li>・議会基本条例との整合を図るため、適宜市議会からの代表者（大石議員、福田議員、桜井議員、曾根議員、藤本議員）に市民会議に参加していただく</li></ul>
その他（法令、補助制度等）	